

## 二ノ瀬村関係史料編

### 史料凡例

本書に掲載した史料翻刻の表記について示しておく。

- (1)翻刻にあたって基本的には原史料の記述を尊重しているが、以下の点については変更を加えている。
- (2)文字は原則として常用漢字を用い、常用漢字でないものは正字を用いた。但し人名・地名は表記のまま記した。
- (3)誤字・脱字などは、(ママ) (カ)、正字を( )で注記した。
- (4)ふりがなは該当文字の後( )に、割書は( )で示した。
- (5)虫損・汚損などによって文字が判読できない箇所、また判読不明な文字は■で示した。
- (6)読みやすくするため、適宜読点を施した。
- (7)表紙、内表紙、挿入、訂正、抹消などは、該当する部分を( )で囲み、( )内に注記している。

史料1 天保3年正月「二之瀬村庄屋年寄村内諸事取調書上状」 今江登家文書C-1-3 (京都市歴史資料館  
所蔵マイクロ)

城州愛宕郡二之瀬村

一當

御高三拾四石九斗七升

従前々至當時迄定免五ツ九厘

上納米拾七石八斗

米五斗三升四合 口米也

石ニ付三升宛

字寺田

一新田四畝弐拾六歩 明和四丁亥年新開

此高六斗八升壹合三夕三才

従前々至當時迄定免五ツ九厘

上納米四斗八升九夕弐才 口米共 明和四辛未増御年貢

合拾八石八斗壹升四合九夕弐才

外ニ銀五百八拾八匁 役夫代山役共

閏月四拾九匁増

一御相給様 無御座候

一御朱印地 無御座候

一改出シ高 無御座候

一新田高 前ニ書出シ候通ニ御座候

一鎮守両社

守谷大明神 東社

大山祇大明神 西社

一右御年貢山開ニ付無高 尤御朱印地ニ而ハ無御座候

一寺三ヶ寺

淨土宗本山京東山一心院末寺

一本尊阿彌陀如來 正定山稱名院

當村菩提寺ニ而御座候

右御年貢山開ニ付無高 尤御朱印地ニ而ハ無御座候

一本尊藥師如來 真言宗無本寺

見徳寺

右御年貢高九升三合者從先年歛高村引負 尤御朱印地ニ而ハ無御座候

一本尊地藏菩薩 净土宗無本寺

地藏堂

右御年貢高三斗八合者從先年歛高村引負、尤御朱印地ニ而ハ無御座候

右之通村内取調候処相違無御座候、以上

二之瀬村年寄

新左衛門 印

同 庄屋

孫右衛門 印

天保三壬辰年正月

御地頭様

御役所

史料2 安政4年正月「両御堂御用書物日記并江戸御達記」 今江登家文書349

(表紙)

「安政四丁巳年正月

両御堂御用書物日記并江戸御達記

今江惣八」

(前略)

乍恐奉願上口上書

三哀堂

一去々寅十一月四日大地震ニ付、北之方角越尾拾五間斗崩レ落、右同所大巳其外々及御破損右之趣御届ヶ申上候処、越尾南之処杉皮ニテ釘付かりニ御取繕被成下候処、當時御僕約之御時節候ニ付、御修復之義茂差控居候得共、御破損所追々相増、当春より西之方へ御土蔵打かたふき罷有候ニ付、作事方之者呼寄相談候処、年久敷相成

候ニ付、柱根朽有之候趣申之候ニ付、篤卜柱根味吟致候処、東西南之方柱三尺斗リ拾式本くさり廻りて居、殊之外、及大破候、其何ん難致置不止事得、乍恐口上書を以此度御修復奉願上候并奉先堂御内西之方板張御破損相成御修復奉願上候、則作事方より別紙横書奉差上候通、銀合六百六匁七分也、相違無御座候、何卒御見分之上御破損所御修復仰付被成下候様偏ニ奉願上候、以上

安政四丁巳五月廿一日 今江惣八

御當家様

御役所

(中略)

乍恐奉願上口上書

一両御堂正月御備物御買物入用二付、何卒恐多奉存候得共、來午年分年中御入用銀之内、銀百五拾目御先備奉願上度、尤來午年十二月御勘定御渡被成下候節、御先備之代銀御引減御渡し被成下候、何卒此段宜敷御取成奉願上候、以上

安政四巳十二月 今江惣八

御当家様

御役所

覚

一米弐石 御役料

一同参升 長吉様御墓守料

一銀弐百拾九匁

右者両御堂年中御入用銀

一銀五拾六匁

右者七度御斎時御入用銀

一銀三拾四匁五分

右者去酉年迄

快烈様 淡斎様御入用銀相増

一銀八匁

右者去ル酉年迄

快烈様御斎時御入用銀相増

惣銀三百拾七匁五分也

百五拾目御先備引

金壱両也

代銀七拾弐匁

残而銀九拾五匁五分也

右之通奉頂戴候、依之御請取書奉差上候、以上、

安政四巳十二月 今江惣八

御当家様

御役所

(後略)

史料3 寛政12年「祠堂式」 今江登家文書323(追記あり)

祠堂式

節目

一惣而御祭期三日前書付を可同

一御病氣御故障之節ハ同之上御日限御差延又ハ御名代祝

一分至之類子之剋より後ハ可属翌日  
一時祭御忌日前夕御清ニ付帷子着用之内ハ行水其余つかり湯  
一服穢在之者不可入  
一年始歲暮ハ祝一人のしめ御給仕之者服紗小袖夏至秋分等ハ何れも染帷子  
一立春を以元とも御給仕之者両三人に可限  
一御敷居内無刀  
一立春合祭之節ハ前広御道具之数可点検  
一祝文ハ唐紙告辞ハミの紙  
一立春ハ御元祖以下御十四方其餘ハ御高祖以下御六方  
一御画像ハ御忌日当朝可受取之御裏方無御画像  
一時祭御忌日ハ二汁五菜其外下に記  
一供物之品々其節ニ応し御台所頭調進  
一神位江向ひ候而左之方可為上首  
一祝文告辞ハ御香案之脇御左にて可読之酌酒同断  
一献杯之節三度共先少斗茅沙除キ候而可差上  
一祢祭〈毎御画像〉御忌日ハ告辞之上、其日之御神主別檣江遷之撤供之上  
又元之檣江納之、御香案ハ御画像前へ可据  
一御忌日祢祭ハ御燭台不可用  
一祢祭御忌日ハ不及飲福受昨  
一御忌日備り候御菓子或ハ生花等ハ礼事之後可供  
一御名代之節ハ御式相済次第早速申上  
一祝文告辞ハ跡にて大中  
一十一月十一日正懿様御忌日ニ付若御菓子備り候ハバ、臨時可差上  
一時祭御忌日等ハ御式相済候上祝初御給仕之者へ御賄被下  
一除夜供し候御鏡餅等ハ正月十五日可撤  
一御修補之節ハ前後兩度其之御遷座候、朔望之奠一献一看加之酌酒之上告文可読之  
一若近火ニ付御遷座在之候ハゝ火鎮り候上奠供如朔望  
一朔望之外も時々見廻可心付

※下線部は「諸事覚書」にも記載が見られる

(中略)

#### 儀節

一御神主前左の通り  
上堂 著座〈神主机ニ移ス〉 開戸 上香 拝 酌酒 拝 進饌 復座 拝 初獻  
後座 拝 亞獻 復座 拝 終獻 復座 拝 飲福受昨 拝 撤饌 薦茶 復座  
拜 撤茶 復座 拝 閨戸 礼畢  
一御画像前左の通り  
上香 拝 奠供 一献 復座 拝 撤供 復座 拝 礼畢 閨戸 退出

(中略)

右以御代々御執行之旧例尚又今般伺之上令改正之訖、努々違格有之間鋪者也

寛政十二年 十一月七日 大郷金蔵（花押）

右祠堂式再訂録上了

享和三年三月廿八日 大郷金蔵

安政四丁巳年十二月 御用ニ而御上京為之翌正月二日奉先堂御參諸御帰府之節、今江惣八御供被仰付出府致候、其節御祭儀並其外とも都而御旧例有之候得共、同人心得之為此壱冊御渡ニ相成候事

安政五戌午年四月 柴田権之介写之

#### 史料4 安政3年〔御先祖様式百年御忌辰日記〕 今江登家文書 15

(前略)

御元祖様御祥月別帳有之候通り精進ニテ、二汁七菜之御膳奉獻、此料物者年中御入用銀之内こもり有之、此處へ書出ス不及候得共、為念入記置候、朝五ツ時今江惣八拝礼之節奉獻上御膳左之通

御平 生ゆは 御汁 白みそ

しい竹 あをみ

あをみ 平ゆは

御猪口 よめな

干大根

こま

大根 御めし

うと

御生晒 （醤） かき

こんにやく

しい竹

御吸物 なめ 御吸物 梅干し

こふたし しらかこふ

二之御汁 白とふ 御附物 大根くき

ふきのと

御差味 かんてん 御取肴 ふ

しい竹 こやとふ

うと 水から

ちりめんふ くねんほ

こんにやく 紅生か

三重 にんちん 黒豆 したし

いいも 梅ほし こま

くわへ ここりとふ

御酒 御茶 御菓子

七主公様へ御洗米菜御酒茶くわし

奉備

三袁堂五主公様御同断奉備候

御元祖様へ奉獻之分

御樽三升

御立花壱、但今江惣八

御鏡餅二重

御ろうそく大壱丁

御樽五升 社家

饅頭百 侍 両仲間ろ

御樽五升

饅頭式百 村中むらなか

御樽 今江藤左衛門とうざゑもん

■皮 十 松本平馬

右之通り御例格之通り奉獻上候、別紙ニテ江戸表へ奉申上候、松本圓次文化度之節ニは奉獻上候得共、今般奉獻不仕候、江戸表むら上方七ヶ村へ餅被下壱人分ニ式升也、当才迄被下寺堂用人番人ニも同断被下候、卯九月十日人別書差出せ候様被仰出候、当村者、老若男女合式百八拾八人奉申上候、辰正月十二日京御屋敷やしき七ヶ村へ御元祖文敏公様式百年御忌辰ニ付、御百姓一同江被下物有之候間、印形持參ニテ村役之者罷出可申候卜被仰附候、右之趣承知奉畏候、廻達ニ印形致十三日請之通人そへて候、平岡村へ順達仕候、同月九日庄屋年寄惣代之者罷出当村者人別多分有之候ニ付、銀五百拾八匁被下此代金ニ直し七兩式歩■九十文奉頂戴候式百八拾八人割壱人分錢百七拾文ツツ、惣代定右衛門宅ニ而候共相渡別帳ニ割方戻し方帳会所有之家柄之者式拾七人村役三人へ文化度には左之通り御待被下候得共、今般江戸表去卯十月二日大地震ニ而御屋敷不残御焼失ニ付御屋敷様ニても御混乱被為有候、定而日記等も御焼失被為有候、此義者松本圓次殿方江戸表へ奉申上様申被成候、家持之者へ被下候御時一汁三菜ニ而御座候御元祖様おとこ其外御歴代様御忌辰節者不被下候、慶長十九年大坂冬御陣之節右之家柄之者共先祖我等先祖始候て御元祖様之御供仕候、御機嫌能御帰宅被為有其後家柄之者者当村帰り只今ニ而相続仕居候其義別帳明細書記有之候、文化六年ニも御尋有之書付を以奉申上候処、御聞済相成候、

平 ひりよす 汗 白みそ  
せんまい あをみ

生晒 大根  
うど めし  
こんにゃく  
かんてん  
かき

今江惣八申渡

御元祖様式百年御忌辰奉先堂においては御供物先例之通相勤可申今般被仰出候、右之趣申達置者也

卯十二月 須賀俊助  
鈴木善左衛門  
坂本了助

奉先堂御祭方

御元祖様江御膳御祥月御前御備西之方、式百年御忌辰御膳同断東之方両脇立花相立置、春日机引尾処置香ろを三ツ置作拝札之節御香焼御名代御拝礼中香ろをへ御香焼御膳処差出し拝礼也、ろそく立てニ大ろそくとほし両脇ろそく立、東之方今江惣八奉獻上候品置、西之方家柄之仲間獻上品置同所ニ村方之獻上置上段に者まんまく左り中程にてしほり玉つり御役付まく奉先堂なり御内陣今江惣八松本平馬庄屋孫左衛門年寄仁右衛門惣代定右衛門両脇双方共麻上下ニて相勤村方老分ろ壱人ソツ拝礼仕候、村方ろ獻上御酒五升饅頭百惣中被下候、惣堂にて戴帰り惣八宅ニ者村役三人親三人両仲間式人御酒被下候、松本圓次殿御名代延引、御名代今江惣八相勤申候

(中略)

御樽三升	饅頭式百		
御鏡餅二重	今江惣八	御樽五升	村中ろ
御花 二役			
大ろそく壱丁	御樽 藤左衛門ろ		
饅頭百			
御樽五升	両仲間ろ	■皮 壱袋 松本平馬	
右之通奉獻上候、此段奉申上候			
御用人様	今江惣八印		
御當日前後三日御領内殺生禁せい			
御当日者上下共大精進也			
廿五日今江惣八京御屋敷罷出御届ヲ奉申上候			

#### 親類平馬藤左衛門久藏三人

村役三人	一汁三菜にて御時出候
御酒頂戴候	庄屋孫左衛門
今江惣八当行年三十九才	年寄仁右衛門
松本平馬 同 十七才	惣代定右衛門
平 にんじん 汁	白みそ 生晒 かき 猪口 白みそ
こぼを	うど こんにやく
大根	かんてん あえ物
あげとふ	こんにやく 大根
めし 朝時	

御酒 看	こやとふ にほし
	くねんほ たたき したし
水から	こま

吸物 ふ

しらか

松本圓次様差出之節ニても同断

史料5 年代不明 [今江家年中行事仕方明細並諸事覚書] 今江登家文書 373

御惣容様之節

御障子不残取扱御戸棚へ入御燭台燈候事

一御上堂 不残開戸 酔酒 直ニ御台

御右ニ之方へ

廻ス

御拝 御本膳 二ノ膳 御焼物

御後座御拝 初献 御吸物

御後座御拝 亜献 乾肉

御後座御拝 終献 濡肉

御後座御拝

飲福受昨 御納戸之者茅沙台御左へ廻ス、御祠堂御戸棚ヲ後ニ候而東向ニ着座、御納戸之者御土器御八寸ニ載可持出候、文敏様之御備相成居候、御酒ヲ右土器へした之茅紗台ノ御水ヲ少しきして御前へ上ル続而御次之者御八寸ニ杉はし一せんのせ持出ル、文敏様へ御備相成候、乾肉ヲ二切とも右杉はしにてはさみ御八寸ニのせ御はし 御前の方へ向ケ置キ上候而直ニて引候事

右順々御本膳迄相下ル続而御茶出ス

御後座御拝 御茶下ル

御後座御拝 閣戸

御忌日

御二方之節者御机二大之方用之

御一方之節者大一小一二候事

御相横之御方之仮御檻移シ可申事都而御順ハ西之方上也

一御上堂 開戸 上香 御拝

酔酒 取者御台 御拝 御本膳 二之膳 御焼物

御右之方へ

廻ス

御後座御拝 初献 御吸物

御後座御拝 亜献 乾肉

御後座御拝 終献 濡肉

御後座御拝 右順々御本膳迄下ル続而

御茶出ス

御後座御拝 御茶下ル

御後座御拝

閣戸

御画像有之之節

御机二脚之内一脚ハ取除ケ、御画像前御ひらき開之御机一脚居之御香炉机居置茅沙台も御机之脇へ直し置候事

一御上香御拝

御膳 御茶 一献 一看 乾肉

右引続出ス

御後座御拝 順々不残下ル

御後座御拝　　闔戸　礼畢

(中略)

御墓祭之節御先要心得

一供拝一時半牛込御屋敷江参着之上、直ニ何れも服紗麻着替〈夏ハ染帷子〉直ニ御備物拝申付、御墓所御敷物御香炉配り方等見分いたし、同所絵図面之場所江御備物運出後之もの御盛立いたし、被為入候を御待申上候事

一被為入候ハ常歎ニ而杉垣喰違之辺迄御用人御出迎、直ニ御先立御休息所江御案内申上、御茶御煙草盆御給仕之者差上候事

一御墓前江被為入候節、御用人御先立御墓門前ニ而御清草履上ヶさせ、夫々御手水〈御屋敷間之者〉差上之直ニ候、文敏様御墓前江御案内申上、御左之方ニ控居平伏いたし候事、

但御供之者者御墓門外ニ控居罷在御墓門ハ直ニ閉可申候

一御拝有之絵図面之通り之御備物之御膳差上引統一献一肴御給仕之者上ル、御納戸之者御瓶子台ニ居付候を持出御酌いたし候事

一夫々順淑様御墓前御拝直ニ御膳并一献一肴御備有之、從是以下御歴代様御裏方様をも順橘闔様迄御備物手続同様ニ候事

一右御備物不残相済、夫々文敏様御墓前江御立戻り御備相御撤饌、此以下橘闔様迄順々ニ御撤饌、畢而永喜様御墓前江御拝一献一肴御備有之候事

一右御備物中ニ后土江御燭燈し置、后土御備物ハ文敏様之通り有之直ニ撤饌之事

但し后土瓶子ハ染付ヶニ替り候事

右畢而

一輝蔵様於兎丸様御墓御拝斗リニ候

但シ御香炉御鋪ものハ例之通り御■リ者始終御屋敷守直し候事、

右相済而御休息所江御立戻り御先立御用人ニ御出懸ヶ之通りニ候事

(絵図省略)

御備物並方左ニ記ス

最初此御膳上ヶ引統御渡御土器上ヶ乾肉上ヶ次ニ御茶持時果落雁御膳上ル

(図省略)

右文敏様后土江斗リ上ル

(図省略)

右順淑様より御代々様此通り上ル

(図省略)

御膳御備被遊御土器上リ候ハバ此御台御納戸之者持出御渡斗リ一献上退く

但 永喜様后土へ者徳利染付之方ニ引替持出候事

(図省略)

此御膳御給仕之者控最初御土器御取被遊候ハバ脇へ開キ居御酒一献上ヶ直候、乾肉之御土器上ル成、御膳ハ何れも白木也

昌平坂

一学問所惣坪数

壹万弐千三百拾弐坪余

一麹町教授所坪数

式百五拾坪

一和学所坪数

八百六拾四坪余

同板木置場所品川御殿山下坪数

千六十坪

一麻布古川御特地

三百式拾坪

一八重州河岸御上屋敷坪数

式千五拾七坪余

内 十四坪ヨ 永押借

五十六坪ヨ

五十三坪ヨ 御預地

一牛込山伏町御屋敷坪数

千百七十四坪余

一巢鴨氷川台御下屋敷坪数

四千式百五拾坪

郷村高

山城

一高三拾五石六斗 愛宕郡

五升壱合三夕三戈 二之瀬村

一高六拾四石 同郡

田中村

一高式拾四石六斗 葛野郡

六升四合 平岡村

一高五拾石 相樂郡

祝園村

一高五拾石 緹喜郡

山本村

五ヶ村

フ

泉州

一高式拾石 泉郡

尾井村

一高百四拾石 同郡

尾井千原村

式ヶ村

フ

武州

一高百七拾九石	幡羅郡
式斗五合	柿沼村
一高式拾石七斗	同郡
九升五合	上奈良村
一高式百拾五石	同郡
四斗六升	中奈良村
一高式石八斗	同郡
毫升五合式夕	三ヶ尻村
一高百四拾式石	埼玉郡
式斗壹升壹合	赤城村
一高三拾九石	同郡
五斗五升九合六夕	関新田村
一高式百拾三石	同郡
五斗五升	新井村
一高式百拾四石	同郡
四斗三升式合七夕	境村
一高六斗七升式夕	同郡
	今井村
一高百九拾五石	足立郡
七升四合	大間村
十ヶ村	

△

上総

一高百七拾式石	周淮郡
毫斗五合	内箕輪村
一高三拾石七斗	同郡
式升八合六夕	北子安村
一高式百九拾壹石	同郡
式斗五升七合五夕壹戈	外箕輪村
三ヶ村	

△

惣計 四ヶ国ニ而

式拾ヶ村

△ 式千百式石六斗式升七合壹夕四戈

史料6 天保2年〔御請〕 杉原家文書21(京都府立総合資料館所蔵)

御請

一此度今江惣七殿・同惣左衛門殿、御堂守護勤方等油断不行届之義ニ付押込被仰付候、仍而右押込中、御堂守護  
仮勤方之儀、侍仲ヶ間拾八軒之者共～被仰付奉畏候、仍而御請奉申上候、以上

御堂附侍仲ヶ間

天保二年 二之瀬村

辛卯十月朔日 高橋清兵衛 (印)  
未之刻認 杉原長右衛門 (印)  
杉原孫右衛門 (印)  
今江重兵衛「當時後字ニ付無印形」(付札)  
今江政右衛門 (印)  
杉原七左衛門 (印)  
今江小右衛門「仲間預りニ付無印形」(付札)  
今江孫次郎 (印)  
足達文右衛門 (印)  
松本平馬 (印)  
杉原清左衛門 (印)  
玉置十左衛門「當時後ニ付無印形」(付札)  
今江加右衛門 (印)  
杉原勝左衛門 (印)  
足立治左衛門 (印)  
今江藤左衛門 (印)  
今江利右衛門 (印)  
安達勘左衛門 (印)

御地頭様

御役所

猶以

御時斎始御勤方等之義者、惣七殿江承り合候之上無滞相勤、尚其度々御届ヶ可奉申上候、尤仲ヶ間當時後家相続  
之者ハ相除キ、其余之者相勤可申候、尤御時斎度々仲ヶ間之者申合セ、五人宛罷出相勤候様可仕候、為念奉申上  
候、以上

前文之通奉承知候、以上

天保二年辛卯年十月朔日 二之瀬村

年寄孫右衛門 (印)

同

庄屋七左衛門 (印)

御地頭様

御役所

史料7 寛政8年 [二之瀬郷侍仲ヶ間記録] 杉原家文書17

二之瀬郷侍仲ヶ間記録

一常々礼儀正敷家業無懈怠出精可相勤事、右郷侍仲ヶ間之儀者、古來ち相伝り候所、元文年中御地頭御役人様より御改被仰出銘々家数都合式拾軒程有之、則長谷山之内、宇岩山と申地所壱ヶ所、仲ヶ間山ニ被仰付難有支配仕罷在候、依之毎年春に為祈祷、吉日撰両氏神并奉先堂右三ヶ箇所江備御神酒連名之内、行司式人相加順番当家ニ而相勤可申事、古例無滯国家安全奉祈者也

一郷侍家相続之義者、其家ニ実子無之時者、仲ヶ間家ち致養子相続仕候へ者、何之子細無之他家ち養子致候時者、仲ヶ間入として、酒五升肴三種豆腐拾丁将（醤）油相添其年番宿ニて披露可致事

一郷侍家壱軒ニても不如意ニ付、他家江相譲り候時ハ、右譲り請候仁ち仲ヶ間入りとして其譲り請候家にて一汁三菜酒肴吸物等ニ而振舞可致事

右之條々郷侍家名前混雜致シ候故、今般連名相改左之通書記畢

寛政八丙辰年 連名次第

十一月吉日 不同

勘左衛門

瀬兵衛

藤左衛門

利右衛門

治左衛門

庄左衛門

藤次郎

重左衛門

清右衛門

八五郎

平馬

孫治郎

太四郎

七右衛門

権三郎

治兵衛

又三郎

長右衛門

善兵衛

清兵衛

#### 史料8 天保3年正月2日〔奉御届ケ〕 杉原家文書1

奉御届ケ

当月二日御忌日、先例之通今江惣七殿承申候上

簡順公様

御供物 洗米壱合

青菜毫抱

右之通御供奉申上候

二月当番侍拾八軒内五人相勤申候

今江利右衛門

足立治左衛門 (印)

今江藤左衛門

安達勘左衛門

高橋清兵衛

右之通相違無御座候、仍而奥印仕候、以上

天保二辛卯年十月二日 年寄孫右衛門

庄屋七左衛門

御地頭様

御役所

史料9 嘉永3年「両御堂其外頼書控」 今江登家文書326

(表題)

「嘉永三戌年

両御堂其外頼書控

今江惣八」

(前略)

乍恐奉願上口上書

一私儀病氣之処段々差重り及大切ニ快復之誼無覚速奉存候附、両御堂御預り御役儀惣八江先規之通被為仰附被下候ハバ難有仕合奉存候、何卒御前向宜御取成被為仰被成下候様奉願上候、以上 嘉永三戌年月日  
今江惣左衛門

御当家様

御役所

乍恐奉願上口上書

近年病身ニ相成兎角登せ下給仕甚難儀迷惑仕候、病氣養生之内体音吉儀当年十五才ニ相成候、右音吉江病氣中之内御役為勤父惣左衛門後見仕、是迄之通御勤方入念為相勤候、病氣全快仕候迄御役儀御免可被為成下候様奉願上候、何卒御前宜御取成被為仰成可被下候様奉願上候、以上

嘉永三戌年月日

今江惣八

御当家様

御役所

御請書

私儀

幼年ニ者候得共、先祖以来実体勤來り候ニ付、両御堂勤方被仰付候、諸事前々之通可相勤候、尤此立候迄養祖父  
惣左衛門後見被仰付帶刀之者廿七人江も心付被仰出候御旨、右之趣被仰付冥加至極重畧難有仕合奉存候、御請之  
儀何分可然様御取成可成被下候様奉願上候、以上

年号月日 今江音吉  
御当家様  
御役所

奉御伺申上口上書

今江音吉義惣八

改名仕候奉存候ニ付、御役所様迄奉御伺申上候御序之節宜御取成被為仰可被下候様奉願上候、右之通御許容被  
為成下候ハバ難有仕合奉存候、以上

年号月日 今江惣左衛門  
同名 音吉

御当家様

御役所

(後略)

史料 10 文化 3 年 [文敏先生様百五十年忌] 今江登家文書 D - 2 - 6

奉獻御膳魚類御名代節二汁七菜御膳  
宝暦六子年百年忌日記取調之上書出

御平 大はんへい 御汁 白みそ 御猪口 こんにやく  
しいたけ 板さいきり 白あえ  
あをみ あをみ

御焼物小鯛 御食 御生晒 大根  
うど  
しい竹  
はもかは

一酒 一御肴 塩くち 一御取肴 板  
えひ  
小くし  
しい茸  
くねんほ

一御二之汁 あい  
なこやみそ 一御差味 生ふり  
一御吸物 鯛 からし  
一同断 浅草のり うと  
ふきのと  
ふ

三重御肴 くわい 壱ツ こんふ  
くし貝 もろこ 壱ツ  
塩ふき

みつはしたし壹ツ

御茶 御菓子

御祥月文敏公様二汁七菜之御膳

朝 一御平 生ゆは 御汁 白みそ  
しい竹 あをみ  
みつば 糸ゆは

御生晒 大根 御猪口 よめな  
うと 千大根  
かき こま  
こんにやく 御食  
しい竹

御二之汁 白とふ 御吸物 梅干し  
ふきのと しらか

御吸物 なめ 御酒  
こふたし

御指味 かんてん 御取着 ふ  
しい竹 小屋とふ  
うと 水から  
ふく くねんほ  
こんにやく 紅生加

三重 にんちん 煮豆小豆 なしたし  
小いも 梅ほし こま  
くわへ ここりとふ

御茶御菓子

六主公様御洗米菜酒茶菓子備へ

御先祖様へ奉獻上

御香壹对  
大鯛壹ツ 白木臺壹ツ 松本圓次様  
水引にて祝  
御樽三升  
御餅二重 今江惣八  
御ろうそく 大壹丁  
御樽五升  
饅頭百 両仲間  
御樽五升

饅頭式百

村中

江戸表ろ餅米壱人分壱升五合づ被下候、村中男女老若合式百八十八人

餅米四石五斗四升五合 九十月かへ

代銀四百目壱分五厘

文化三寅正月 一和尚 治右衛門

庄屋 庄兵衛

年寄 久右衛門

(中略)

御名代松本圓司(次)様、御供侍壱人、鑓持壱人

下人壱人、メ上下四人

御參詣れつ別紙有之 家柄者共

御堂御内陣今江惣八 御名代奉申上候、口上御料理被下難有奉存候、一同奉申上候

今江惣八取次

御拝礼相済、今江惣八宅へ御帰被成候、御休足之上

両仲間御礼申上、御名代申被成候御先祖様御旧地ニテ殊ニ其方共家柄被思召候、無滯御年忌相一段之仕合被思召、尚又右之趣江戸表可申上候、先者勝手次第引取御済可被下候、松本圓司(次)様御料理差上今江惣八始、惣八親類三人庄屋年寄惣代御盃被下候、年寄配膳致ハツ時御帰被成候、明廿四日ト御礼して村中惣休ニ御座候、御領内せんしよ堅無用若心得違者有之候ハバ、村役ト御地頭様届ヶ所拵可致者也、他所之者も同断、廿五日京御屋敷今江惣八村役人并両仲間御礼罷出、今江惣八義は御堂御備品書付認御状ニテ御主人様奉申上候

(後略)

#### 補足史料1 明治17年「愛宕郡村誌」(京都府立総合資料館所蔵「京都府地誌」)

##### 村誌

山城国愛宕郡二之瀬村

本村古ヘノ事詳ナラス、仁寿元年辛未以後二之瀬村ト称ス、以後分合変称ナシ

疆域 東ハ同郡野中村鞍馬村貴船村、西ハ雲ヶ畠村、南ハ野中・市原ノ二村、北ハ丹波国桑田郡芹生村ト各二之瀬山ヲ以テ界シ、本村其中間ニ居ル

幅員 東西廿二町南北一里三十四町、面積欠ク

管轄沿革 往古ヨリ御料地タリ、慶長中更ニ徳川氏領トナリ明治維新ノ後、京都府管轄ニ帰ス

里程 京都府庁ヨリ北方本村中央ニ達スル里程二里十町、四隣東鞍馬村へ十五町、西雲ヶ畠村へ一里二十町余、南野中村へ七町、北貴船村へ十八町

地勢 四面山ヲ負ヒ土地頗ル高低アリ、二之瀬川村ノ凹所ヲ通シ、人家其東西ニ点在ス、運輸不便薪炭足ル

地味 其色黒砂礫ヲ交ユ其質中等稻禾ニ適ス水利粗便

税地 畑(武町七反壱畝拾三歩)山林(反別未タ定マラス)

字地 島帽子形(村ノ東ニアリ四覆欠ク、反別四町壱反五畝九歩)廣久保(ヒロクボ)(同上反別七反二拾步)向

ヒ谷(村ノ西ニアリ、反別拾五町八畝廿三歩)大藏山(同上ニアリ、反別拾五町八反四畝二拾四歩)篠原(サハラ)

(同上ニアリ、反別廿八町三反三畝十七歩)栗夜刃(クリヤシヤ)(村ノ西北ニアリ、反別拾九町三反六畝二十二歩)篠原西側(村ノ西ニアリ、反別拾四町一反九畝三歩)丈ヶ谷(同上ニアリ、反別一町六畝拾二歩)長谷東

側〈同上ニアリ、反別拾一町八反八畝二十七歩〉川東町〈村ノ東北ニアリ、反別二町六畝拾四歩〉川西町〈村ノ西南ニアリ、反別一町九反四畝二十六歩〉

貢租 地租〈金八拾壱円廿五錢五厘〉口米金〈金式円五拾壹錢八厘〉山税〈金式円六拾式錢九厘〉総計〈金八拾六円四拾錢式厘〉

戸数 本籍四十七戸〈平民〉社二戸〈村社〉寺一戸〈浄土宗〉総計五十戸

人数 男百七口〈平民〉女百拾三口〈平民〉総計式百二十口

山 二ノ瀬山〈高サ欠ク、周回凡三里村ノ西北ニアリ、嶺上ヨリ四分シ東ハ本村及ヒ貴船村ニ属シ、西ハ雲ヶ畠村ニ属シ、南ハ野中・市原ノ二村ニ属シ北ハ丹波国桑田郡芹生村ニ属ス、山脈東ハ貴船山ニ連リ、西ハ市原村ニ連リ、北ハ丹波国桑田郡諸山ニ連続ス、樹木稀少登路數条アリ、本路ハ本村西北字大浦ヨリ上ル昇リ八町陥ナリ〉  
川 二之瀬川〈深キ処三尺浅キ処一尺、清ニシテ急北方貴船村ヨリ来リ南方野中村ニ入レ、長サ十一町十六間巾二間半〉下ノ橋〈鞍馬道ニ属ス、架シテ二之瀬川ニアリ、本村ヨリ鞍馬村ニ通ス、橋下水ノ深サ三尺巾四間橋長サ六間半巾一間木製〉中ノ橋〈同所架シテ二之瀬村ノ下流ニアリ、水ノ深浅及ヒ橋ノ大小等俱ニ前ニ同シ〉  
道路 鞍馬道〈南方野中村界ヨリ北方鞍馬村界ニ至ル、長サ廿九町四十四間巾二間、本村字御藏ヨリ西折シ雲ヶ畠村ニ通スル支道アリ〉

社 富士社〈村社々地東西十六間南北四間面積五十八坪、村ノ西ニアリ木花開姫尊ヲ祭ル、祭日四月一日、元慶元年丁酉三月廿五日勧請後、天文十三年甲辰七月九日国内洪水ニ罹リ神殿悉ク流失ス、全年八月廿五日仮殿ヲ設立シ永禄中再建ス〉守谷社〈村社々地東西十三間南北六間面積六十坪、村ノ東ニアリ惟喬親王ヲ祭ル、貞觀十四年壬辰二月四日創立ス、祭日四月一日〉

寺 稲名院〈村ノ西ニアリ、東西十五間南北十六間面積百八十坪、浄土宗京都一心院末、慶長七年壬寅四月僧信譽開基創立ス〉

古跡 奉先堂址〈林道春以下歴代ノ肖像ヲ祭ル所ト云「道春ハ本村ノ人ナリ其遺址廃絶シテ」(抹消)其遺址「詳ナラス」(抹消)存ス〉三哀堂址〈道春ノ三子ヲ祭ル所ト云遺址同上、林氏ノ旧臣今井宗八ナル者本村ニ住シ肖像遺物等ヲ藏スト云フ〉

物産 薪類〈拾九万束〉京都市街及ヒ近村ヘ輸出ス

民業 男女〈各采薪ヲ業トス〉

## 補足史料2 年代不明「覚」 今江登家文書 266

一理斎林吉勝	御神主
一小篠氏	御神主
一入斎信時君	御神主
一田中氏	御神主
一東舟先生樗教林君	御神主
一敬吉林先生	御神主
一林長吉	御神主
一文穆先生	御神主
一貞良孺人	御神主
一穎定先生孟著林君	御神主
一正献先生	御神主
一定肅孺人	御神主

一久娘林氏 御神主  
一七娘林氏 御神主  
一林亥児 御神主  
一実母君川氏染姫 御神主  
一鶴峯林恵之先生 御神主  
一梅娘林氏 御神主  
一林藤松 御神主  
一貞光夫人 御神主  
一実母龍水姫内田氏 御神主  
一待娘林氏 御神主  
一文娘林氏 御神主  
一正妹林孺人 御神主  
一藏娘林氏 御神主  
一鳳池林愈 御神主  
一祖叔姑林叔娘 御神主  
一州娘林氏 御神主  
メ二十八座

右之通 奉先堂江今度御納ニ相成申候、以上

### 補足史料3 天保3年正月元日〔奉御届ヶ〕 杉原家文書 11

#### 奉御届ヶ

##### 正月元日朝

奉先堂 先例之通今江惣七殿ニ承申候上  
文敏公様 御門松しめ  
文穆公様 御鏡二重 大々、みかん、ほんたわら  
正獻公様 くし、かき、こんふ、かや、かちくり  
正懿公様 御そうに  
正貞公様 御皿こまめ  
正良公様 御茶  
簡順公様 御酒  
 御盛物 みかん  
 御燈明  
 右之通  
三哀堂 御両堂江御供奉申上候  
左門公様 元日夕飯  
鶴峯公様 御供物  
穎定公様 御飯  
孝悼公様 御平 大根、牛蒡、くしがい  
 御皿 ふり

御汁 白豆腐

御なます

御酒

御茶

御香

御燈明

御洗米、青菜

右之通

御両堂江御供奉申上候

正月元日当番侍拾八軒之内

五人相勤申候

杉原清左衛門

松本平馬

今江孫次郎

安達文右衛門

今江嘉右衛門

右之通相違無御座候、仍而奥印仕候、以上

年寄新左衛門

庄屋孫右衛門

天保三辰年正月朔日

御地頭様

御役所

---

## 京都地域情報・文化遺産データベースの展開・活用 －「郡村誌」の地図化と二ノ瀬・岡崎を事例に－

編 集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

発 行 京都府立大学文学部歴史学科文化情報学研究室

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2014年3月31日

印 刷 株式会社 双林印刷社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル

---